

社会福祉法人播磨町社会福祉協議会  
役員等の報酬等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人播磨町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規則において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 第1条に規定する報酬の額は、別表1のとおりとする。

2 報酬を支給する会議等は別表2のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支払いは年2回に分け支給する。

2 報酬が月額により定められている役員等が、月の途中において就任したとき又は退任、失職もしくは死亡等によりその職を離れたときは、その月の日数を基礎として日割りにより計算した額を支給する。

3 退任又は死亡等によりその職を離れた場合は、その際に未支給にかかる報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第5条 役員等が用務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 役員等が、用務のために旅行したときは、社会福祉法人播磨町社会福祉協議会職員就業規則第30条を準用し、旅費を支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

(附 則)

- 1 この規則は、平成 29 年 6 月 26 日開催の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 役員及び評議員の費用弁償等に関する規則は廃止する。

(附 則)

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、令和 5 年 6 月 23 日から施行する。

別表1（3条関係）

区分	報酬	
会長の報酬	月額	15,000円
副会長の報酬	日額	3,000円
理事の報酬	日額	3,000円
監事の監査業務以外の報酬	日額	3,000円
監事の監査業務の報酬	日額	5,000円

別表2（3条関係）

区分
理事会
評議員会
監査
正副会長会

※上表に記載する会議が同日に複数回開催され、すべてに出席した場合においても報酬は別表1の基準額とする。

※会長は、別表2の基準に係わらず別表1の月額を支給する。